

一般社団法人ノンフロン自然冷媒GF-08推進協議会 施工業者認定規程

一般社団法人 ノンフロン自然冷媒 GF-08 推進協議会 (以下、「本協議会」という。)は、ノンフロン自然冷媒 GF-08 (以下「GF-08」という。)の適正かつ安全な普及を目的として、GF-08 を用いた施工業を行う事業者の技術力および信頼性を担保するため、以下のとおり施工業者認定規程 (以下、「本規程」という。)を定める。

第1条(目的)

本規程は、本協議会が認定する GF-08 施工業者に関し、認定基準、認定手続、認定の維持および取消しその他必要な事項を定めることにより、施工品質の確保および利用者の信頼向上を図ることを目的とする。

第2条(定義)

本規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 「施工業者」とは、GF-08 を用いた機器設置、施工、改修、保守等を業として行う法人または個人事業者をいう。
- 「認定施工業者」とは、本規程に基づき本協議会の認定を受けた施工業者をいう。
- 「認定試験」とは、本協議会が実施する GF-08 に関する知識および施工技術等を評価する試験をいう。

第3条(認定の対象)

本協議会の施工業者認定は、次の各号の要件を満たす施工業者を対象とする。

- 本規程および本協議会が別途定める諸規則を遵守すること。
- GF-08 の特性、安全性および施工方法について十分な理解を有すること。
- 法令および業界慣行を遵守し、社会的信用を有すること。

第4条(認定要件)

施工業者が認定施工業者となるためには、原則として次の各号の要件を満たさなければならない。

- 本協議会が実施する認定試験に合格していること。
- 本協議会が指定する申請書類を提出し、所定の審査を受けること。
- その他、本協議会が必要と認める要件を満たしていること。

第5条(認定試験の免除)

前条第1号の規定にかかわらず、本協議会の理事会において、当該施工業者または当該施工業者に所属する技術者について、GF-08 施工に関し既に十分な知識および技量を有すると認められた場合には、理事会の決議をもって認定試験の全部または一部を免除することができる。

第6条(認定手続)

- 認定を受けようとする施工業者は、本協議会所定の申請書に必要書類を添えて提出するものとする。
- 本協議会は、提出された申請書類および必要に応じて面談、実地確認等を行い、認定の可否を決定する。
- 認定の可否は、理事会の承認をもって決定し、その結果を申請者に通知する。

第7条(認定の有効期間)

- 認定施工業者の認定有効期間は、認定日より5年間とする。
- 認定施工業者は、有効期間満了後も継続して認定を希望する場合、本協議会が定める更新手続を行わなければならない。

第8条(認定施工業者の義務)

認定施工業者は、次の各号を遵守しなければならない。

- GF-08 の施工にあたり、本協議会が定める施工基準および安全指針を遵守すること。
- 認定施工業者であることを表示する場合には、本協議会が定める方法に従うこと。
- 本協議会から求められた場合には、施工実績等の報告を行うこと。
- 施工内容に関する苦情または事故が発生した場合には、速やかに本協議会へ報告すること。

第9条(変更届)

認定施工業者は、商号、代表者、所在地その他本協議会に届け出た事項に変更が生じた場合には、速やかに本協議会へ届け出なければならない。

第10条(認定の取消し)

本協議会は、認定施工業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、理事会の決議をもって、その認定の全部または一部を取消することができる。

- 本規程または本協議会の定める諸規則に違反したとき。
- 虚偽の申請または不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- 施工に関し重大な事故、重大な瑕疵または社会的信用を著しく損なう行為があったとき。
- その他、認定施工業者として不相当であると本協議会が判断したとき。

第11条(認定取消し後の措置)

認定を取消された施工業者は、直ちに認定施工業者の名称使用、表示および本協議会が発行した認定証等の使用を中止しなければならない。

第12条(免責)

本協議会は、認定施工業者が行った施工行為に起因して生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

第13条(規程の改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

第14条(補則)

本規程に定めのない事項または本規程の解釈に疑義が生じた場合には、理事会において協議のうえ決定する。

附則 本規程は、令和8年1月5日より施行する。